

公立大学法人大阪府立大学役員退職手当規程(案)の概要

1 退職手当の額

在職期間 1 月につき、退職の日における給料月額に 1 0 0 分の 1 2 . 5 の割合を乗じて得た額。

2 業績評価

法人の業績及び役員としての在職期間におけるその者の業績を考慮して、100 分の 10 の範囲内で増額又は減額することができる。

3 職員から引き続き役員となった者等の退職手当

- (1) 法人の職員から引き続き役員となった者の退職手当については、職員としての在職期間を役員としての在職期間に通算し、役員として退職した日における給料月額を基礎として、一般職員に適用する退職手当の規程を準用して計算する。この場合において、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ退職手当を増額又は減額できる。
- (2) 府の要請に応じ、府を退職して引き続き法人の役員となった者が退職し、かつ、引き続き府職員となった場合においては、法人の規程による退職手当は支給しない。